

事務連絡  
令和4年7月28日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中  
市区町村

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省医政局看護課

医療機関等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
の活用の再周知及び調査について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い及びコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について」（本年6月7日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰のため、コロナの影響を受けている医療機関等において、食材料費の値上げなど食事の提供にも影響する場合や光熱水費の高騰が生じている場合等においても、地方公共団体の判断により、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）を活用し、医療機関等の負担の軽減に向けた取組を進めていくようお願いしたところです。

今般、医療関係団体から厚生労働省に対し、医療機関等における物価高騰への支援の拡充について、臨時交付金による支援の確実な実施等についての要望がありました。

については、医療機関等の負担の軽減に向けて、臨時交付金を積極的にご活用いただくよう改めてお願いするとともに、各都道府県におかれましては、取組の検討状況について把握したく、

- ・ 物価高騰に関し、医療機関等が対象となる支援（事業者支援の一環として医療機関等が支援対象となりうるものと含む。）を行っている又は行う予定があるか否か及び給付開始時期
- ・ 管下の市町村及び特別区において、物価高騰に関し、医療機関等が対象となる支援を行っている又は行う予定があるか否か及び給付開始時期（各都道府県において

把握している限りで問題ございません。)

について、8月4日（木）までに、別添様式にて厚生労働省（iryouhoujin@mhlw.go.jp）までご報告いただくようお願いします。

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111 内線 2623、2609